

千葉県告示第94号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収・収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年2月9日

千葉市長 神谷 俊一

1 委託する相手方

千葉市中央区弁天3丁目7番7号
公益財団法人千葉市教育振興財団
理事長 飯田 正夫

2 委託対象施設

松ヶ丘公民館、生浜公民館、新宿公民館、宮崎公民館、葛城公民館
末広公民館、椿森公民館、川戸公民館、星久喜公民館、幕張公民館
花園公民館、犢橋公民館、検見川公民館、花見川公民館
さつきが丘公民館、こてはし台公民館、長作公民館、朝日ヶ丘公民館
幕張本郷公民館、小中台公民館、黒砂公民館、轟公民館、稲毛公民館
千草台公民館、草野公民館、山王公民館、都賀公民館、緑が丘公民館
千城台公民館、更科公民館、白井公民館、加曾利公民館、大宮公民館
みつわ台公民館、若松公民館、桜木公民館、誉田公民館、椎名公民館
土気公民館、越智公民館、おゆみ野公民館、稲浜公民館、幕張西公民館
磯辺公民館、幸町公民館、高浜公民館、打瀬公民館

3 委託の内容

千葉市公民館に係る使用料の徴収・収納事務

4 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで